美化清掃のほか、町内外の業者やボランティア団体の協力により海岸清掃等を実施しているが、しけや高波の度に漂着物が幾度となく打ち寄せ、行合崎海岸だけでなく、78キロメートルにも及ぶ当町の海岸線を常時きれいな状態で維持するのは困難であるが、今後とも海岸の良好な景観や環境保全を図るため、地域住民及び関係者の協力を得ながら、海岸漂着物の回収・処理に取り組みたい。

▲海岸に漂着した流木やゴミ等

▲行合崎海岸で漂着物の回収ボランティアを行った木造高校深浦校舎の生徒たち

第三セクターふかうら開発の経営状況について伺う

《今議員》

以前、第三セクターふかうら開発の経営状況が新聞に掲載され、菊池副町長は当時の取材に「今後もある程度の赤字が出るのであれば、解散・閉鎖も含めたリストラがあり得る」との考えを示した。

①2018年度決算で、再び1273万3千円の当期純損失を計上したが、解散・閉鎖を含めたリストラの「大英断」はあるのか。

②厳しい経営に対する今後の経営改善策（改革）と展開は。

《町長》

平成26年2月に銀行融資に対して町が損失補償を付与し、平成28年2月には、再び資金ショートのおそれが生じたことから、水産加工を行っている深浦工場を4370万円で買い取り、当面の運転資金としたところである。

昨年度は、黒字を目標に社員一丸となり売上向上に邁進したが、度重なる自然災害により、ウェスパ椿山の入込客数が大きく減少、水産加工事業においては〝つるつるわかめ〟の取扱先の被災や物流の遮断によって売上が落ち込み、1273万3千円の当期純損失を計上するに至った。

総務省では、経営が著しく悪化している第三セクターについて、速やかに抜本的改革を含む経営健全化に取り組むことを要請しており、これに基づき当町でも平成31年1月29日付けで、債務超過にある「株式会社ふかうら開発」と「しらかみ十二湖株式会社」の経営健全化方針を策定した。

この経営健全化策定方針の策定会議では、経営基盤強化を狙いとして、株式会社ふかうら開発、しらかみ十二湖株式会社、一般社団法人深浦町食産業振興公社の3社統合も議論し、3社共通の税理士で公認会計士の専門家にも統合再編に係る具体的調査を依頼し、各社の財務状況を踏まえながら、合併の際のメリット・デメリットを比較検討したところ、現状のまま合併しても3社とも経営基盤が弱く、決して経営基盤強化につながるものではないこと、合併が失敗した際に元に戻せないことを理由に、まずは業務提携から始めることが最善との指摘があった。

また、3社が合併した場合、しらかみ十二湖株式会社が抱える長期未払金1億500万円が新会社に引き継がれ、新会社もまた債務超過に陥ることになり、仮にこの1億500万円を債務者である町が放棄した場合、この全額がしらかみ十二湖株式会社の益金となり、約3600万円の法人税等の支払いが生じることになる。したがって、現段階での第三セクター等の合併は厳しいものと考える。

現在、しらかみ十二湖株式会社は、町に対する長期未払金を毎年度100万円から200万円ずつ返済し、昨年度決算では35万6千円の赤字であったものの、経営健全化に向け努力している。また、深浦町食産業振興公社においても、懸命な営業努力の結果、昨年度決算で393万7千円の黒字となった。

以上の状況を踏まえ、まず経営状況が厳しい株式会社ふかうら開発の経営改善が先決であり、その上で第三セクターの統合再編を再考すべきと判断した。

現在、株式会社ふかうら開発の経営は、非常に厳しい状況にあるが、農林水産業と観光業を基幹産業とする当町において観光業を牽引する立場にある当社の役割は大きいという認識に立ち、副町長が当時の取材に対応したものである。

この認識は今も変わらないが、度重なる経営支援を行っても経営状況が改善しないことは事業構造そのものに問題があると考え、副町長を主宰に関係各課及び株式会社ふかうら開発をメンバーとした経営会議において、赤字事業の廃止と人員の適正配置を含めた抜本的改革について協議しているところである。

この改革内容については年内にお示しできるよう、現在、取組中である。

▲ウェスパ椿山コテージ

《今議員》

③ウェスパ椿山の宿泊施設を「別荘」として企業・個人に売却し、受託管理するとともに、一般に有料貸出する運営方法を考えてはどうか。

《町長》

今後、取りまとめる抜本的改革を実行してもなお、株式会社ふかうら開発の経営状況が改善しない場合には、ご提案の方法や他企業にウェスパ椿山を管理運営してもらうことなど、会社の在り方について検討しなければならないと考えている。

盆踊りイベントについて

《今議員》

年に一度の盆踊り「ふかうらヤットセ」をコンパクトなイベントで実施する具体策を講じてほしい。

《町長》

10回にわたり開催していた夏の最大イベント「ふかうらヤットセ」だが、経済的な問題やイベントを運営する担い手確保などで折り合いが付かないことを理由に、今年の開催は見送った。

夏のイベントをはじめ、様々な催事をどうすれば続けられるか真剣に考える時期でもあることから、これまで「ふかうらヤットセ」を運営してきた商工会、観光協会のお力添えをいただきながら、町民共通の財産として後世に永続的に伝えていける催事、町民の皆様が笑顔で楽しめる催事を作り上げるため、現状把握と研究に努める。

子ども・子育て支援法について

《今議員》

令和元年10月から幼児保育の無償化が執行されるが、給食費については、年間で子供1人当たり約5万4千円の保護者負担となる。

当町において、保育園児の給食費無料化又は助成等についての対応を伺う。

《町長》

現在、主食分は各自ご飯を持参しているが、「おかず」や「おやつ」といった副食費の月額4500円は、保育料の一部として保護者が各保育施設に支払っている。

国では、自宅で子育てをする場合でも副食費が掛かること、学校給食でも自己負担であることを踏まえ、副食費は保護者が負担すべき費用としている。

このことから、保育料が無償となる10月以降、保育料に含まれていた副食費については実費負担となり、子供1人当たり月額4500円、年間で5万4千円相当額を負担することになる。ただし、非課税世帯や母子家庭等の副食費は免除され、課税世帯の実費負担分についても徴収するかどうかは各保育施設の判断に委ねられる。

当町としては、町内の各保育施設の対応についても見極める必要があることから、町単独の助成等は今のところ考えていないが、県内で全額無償化とする自治体もあることから、近隣自治体や県全体の動向を見極めながら対応したい。